

## 尼崎市障害福祉計画(第5期)の素案についてに対するパブリックコメント募集結果

5人から37件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
サービスに関すること			
1	高齢障害者のサービス利用について、65歳到達前から「就労継続支援(A・B型)」等を利用していた者については、当該サービスと同等のサービスが介護保険にないことから、65歳到達後も引き続き、当該サービスを受けられるが、65歳を超えてから新たに障害福祉サービスを利用したいと申し出ても利用できない。また、介護保険の場合、身体状況によって要介護状態区分が認定されるため、障害によっているいる不便があっても身体が元気だと区分が低くなり、サービスの利用範囲が限られてしまう。	1	【意見を参考とする】 65歳に到達した高齢の障害のある人につきましては、介護保険サービスが優先されますが、当該サービスには無い障害福祉サービス特有のサービスにつきましては、障害特性や利用の必要性等を考慮した上で、支給決定を行っていきます。また、聴覚障害のある人に対する理解や配慮、手話によるコミュニケーションの保障につきましては、平成30年4月から実施する共生型サービスなど、介護保険サービス事業所のみならず、障害福祉サービス事業所等においても、その環境を上げていくことが大切だと考えています。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	介護保険サービスを利用しても、市内事業所のほとんどは手話によるコミュニケーション保障がなく、高齢の聴覚障害者の障害特性に対する理解や配慮がない現状がある。本人が希望しているなら、生きがいや居場所を提供できるよう、65歳を超えても障害福祉サービスを利用できるようにしていくべきです。	1	
3	「就労継続支援(A型)」と「放課後等デイサービス」について、サービス見込量の推計の根拠を明らかにしてほしい。	2	【その他】 「就労継続支援(A型)」と「放課後等デイサービス」につきましては、これまでの実績が大幅な伸びを示していることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されていると考えています。そのため、尼崎市障害福祉計画(第5期)におけるサービス見込量につきましては、当該サービス開始時からの平均の伸び率ではなく、少し伸びが落ち着いてきた平成28年度から29年度(見込)の平均伸び率を半分にした割合で推移することを見込んでいます。
4	訪問系サービスの利用状況について、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護」での記述はあるが、外出を支援するサービスについては、居宅介護の中に含まれる「通院等介助」等のサービス類型もあるため、それらの実績も検討の対象にすべきです。	1	【すでに盛り込み済み】 訪問系サービスにつきましては、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」のそれぞれのサービスについて実績等を評価・検討しています。なお、「居宅介護」には、「居宅における身体介護が中心である場合」、「通院等介助が中心である場合」、「家事援助が中心である場合」といったサービス類型がありますが、これらは障害のある人の在宅生活を支援するために一体的に行われるサービスであることから、明確に区別できるものではありません。そのため、「居宅介護」全体の実績等で評価・検討を行っています。
5	計画素案の概要版について、「高齢の障害がある人へのサービス提供に向け、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用の促進」との記述がありますが、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行することで、サービスの質の低下が懸念されているため、「サービスの質を低下させことなく円滑な利用の促進」と追記してほしい。	1	【すでに盛り込み済み】 障害者総合支援法の一部改正法の施行(平成30年度4月)により、高齢の障害のある人が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、65歳に至るまで相当の長期間(5年間)にわたり障害福祉サービスを受けていた障害のある人に対して介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)することや、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の制度が創設されます。これら新たな制度への対応にあたりましては、ご意見にあるような懸念への対応等も含め、高齢者施策の担当課とも一層の連携に努めていくこととしており、計画中の「サービス提供における基本的な考え方」にも記載しているところです。
6	難病患者の人数が増加している。これは、難病等の範囲が増加していることも考えられますが、それとともに、難病患者に対する手立ても、より充実するように考えてほしい。	1	【意見を参考とする】 難病患者への支援につきましては、これまで障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲や医療費助成の対象となる疾病が拡大されていますが、国におきましては、平成30年度から医療費助成の対象疾病が更に追加されるよう検討されています。本市におきましても、引き続き、制度の周知や相談支援体制の充実に努めてまいります。

アンケートや意見等の反映に関すること			
7	アンケート調査の結果や分析内容等がどのように計画に生かされたのか、一般市民には見えてこないのではないかと。アンケート調査の結果を受けて出てきた課題について、どのように対応し、何に生かしていくのか、具体的な手立てについて示してほしい。	1	【意見を参考とする】 アンケート調査につきましては、本市における障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、ご意見等をお伺いして、障害者計画の進捗状況等を把握するとともに、障害福祉計画の改定等のための基礎資料とするため実施してまいりました。そのため、今回の計画改定にあたりましては、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や計画策定部会において、調査結果や分析内容等をお示しし、計画に反映してきたところです。また、障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価を行う際にも、調査結果等を活用しているところですが、引き続き、市民の皆様に分かりやすいものとなるよう検討してまいります。
8	アンケート調査結果では、介助者について「母親等」という回答が目立っています。また、介助者の年齢については、「60代、70代」という回答が多くなっていますが、それに対する高齢化対策として、どのような手立てを考えられているのか。介助に伴う家族の負担の軽減に注力していかなければと考えます。	1	【意見を参考とする】 保護者の高齢化やいわゆる「親亡き後」の生活等を見据え、親元からの自立や地域生活への移行を進めていくため、グループホーム等の整備を促進していくほか、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、平成30年1月に整備した「地域生活支援拠点」が持つ「相談支援」や「緊急時の受け入れ・対応」等の機能について、円滑かつ効果的に推進できるような取り組みをまいります。
9	障害者差別解消法について、「まったく知らない」が半数以上となっていますが、その状況に対してどのような手立てを考えられているのか。市報などで特集を組んで、一回限りではなく連載という形で取り組んでいくのはどうか。	1	【意見を参考とする】 障害者差別解消法の地域への啓発に向けては、これまでも、「尼崎市差別解消支援地域協議会」を設置・開催して、地域の関係機関等のネットワークづくりを行うとともに、法律の趣旨や重要性に対する意識の醸成を図るため、民生児童委員など地域の関係者を対象とした「市政出前講座」を行ってまいりました。現在は、当該協議会において「啓発用リーフレット」の改定等に取り組んでおり、これらも活用しながら、地域への啓発を進めてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	パブリックコメントについて、一般市民に意見を求めようとするのなら、よりわかりやすい、理解しやすい資料の作成ということも検討していくべきではないでしょうか。	1	【意見を参考とする】 パブリックコメントの案件等に応じて、より案件の内容を理解していただけるよう、「市民説明会」を開催するなど市民の皆様への丁寧な説明に取り組んでいくとともに、引き続き、わかりやすい資料の作成に努めてまいります。
その他計画全般に関すること			
11	計画の進捗管理と評価の考え方について、「PDCAサイクルを導入して、毎年度の評価等を行い、その結果を公表していきます」とありますが、評価の際には、サービス利用者の声も聴いてほしい。	1	【すでに盛り込み済み】 障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価にあたりましては、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会において、意見聴取や協議を行ってきており、これらの会議体に参画する委員等を通じて、障害当事者や地域の関係者等にも広くご意見を伺っているところです。引き続き、多くの方のご意見が伺えるよう努めてまいります。
12	昨年12月に制定した「尼崎市手話言語条例」に掲げる取組の推進に向けて、関係者が協議する場となる「尼崎市手話施策推進協議会」を設置することが、障害福祉計画(第5期)に書かれていない。	1	【その他】 「尼崎市手話言語条例」に規定する関係者が協議する場につきましては、障害者計画に位置付ける事項であることから、本計画には記載しておりませんが、現在実施している尼崎市障害者計画(第3期)の「評価・管理シート」にその取組等を記載しています。引き続き、当該計画の評価過程で実施状況等を評価するとともに、次期の「尼崎市障害者計画(第4期)」において位置付けるよう検討してまいります。
13	聴覚障害とその他の障害を有する、ろう重複障害者の特性と現状を知って頂きたい。 ろう重複障害者のほとんどは、親が歳をとっても面倒を見ている家庭が多く、サービスや手話通訳の利用等も少なく、社会的に存在が認知されにくい現状があります。また、コミュニケーション等の特性から、支援者にも専門性が求められ、日中活動の場だけではなく、ろう重複障害者施設(グループホーム)が今すぐにも必要な状況です。ろう重複障害者の生活を実態調査し、1日でも早く、ろう重複障害者が地域で安心して生活できるよう施策を講じてください。	1	【意見を参考とする】 ろう重複障害のある人を含め、社会的に存在が認知されにくい障害のある人の支援につきましては、対象者の生活状況の把握や支援者・サービス提供の確保など、対応が困難な課題と考えています。引き続き、障害福祉サービス事業者等と連携を図ると、課題の解決に向けて検討してまいります。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

14	計画素案の概要版について、「平成32年度末における施設入所者の削減数6人」との記述がありますが、「平成32年度末時点の施設入所者数391人(削減数6人)」と修正した方が分かりやすいと思う。また、「平成32年度末における地域生活への移行者数13人」について、どのように数値を出したのか説明を追記してほしい。	1	【その他】 尼崎市障害福祉計画(第5期)の概要版につきましては、紙面にも限りがありますことから、数値の算出根拠や専門的な用語等の解説をすべて記載することはできませんでしたが、ご意見にある目標値の算出根拠や地域生活支援拠点等の「面的整備型」の説明につきましては、計画の本編において、詳しくその内容を記載しています。なお、その他の専門的な用語等につきましても、注釈をつけて解説を記載しており、できるだけ分かりやすい計画となるよう努めているところです。
15	計画素案の概要版について、「市内における地域生活支援拠点等の整備」で「平成32年度末の整備数1か所(面的整備型)」との記述がありますが、この「面的整備型」の説明を追記してほしい。	1	
16	身体障害者手帳所持者の状況について、人数が下がっているが、その理由は何か。行政の見解を示してほしい。	1	【その他】 身体障害者手帳所持者数が減少している理由につきましては、65歳以上の方の割合が74%となり、高齢化が進んでいる中、近年、新規の交付件数が減少していることと、死亡者等が多くなっていることが要因と考えています。また、マイナンバーの導入に伴い、台帳整理を重点的に行ったことで、届出の無かった死亡・転出者を把握してきたことも、その一因となっています。
17	療育手帳所持者の状況について、「B2」の人数が増加しており、特別支援学校に通っている児童・生徒数も増加していると聞いています。その理由は何か。行政の見解を示してほしい。	1	【その他】 療育手帳所持者の「B2」判定の人数が増加している理由につきましては、早期療育の重要性や発達障害に対する理解が広がってきたことで、軽度の障害であっても手帳を取得する方が増えていることが要因と考えています。また、特別支援学校の児童・生徒数が増加している理由につきましては、平成19年の法改正により、従来の特殊教育から特別支援教育になったことを受けて、特別支援教育に対するニーズが高まったことが要因と考えています。
18	尼崎市における精神障害者等に対する取組が、次年度以降に反映されています。アンケート結果が出る前から計画に挙げているということなら、とても良い判断だと思えます。	1	【意見を参考とする】 本市における精神保健福祉施策につきましては、これまでも、「地域いきいき健康プランあまがさき」を始め、「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」等においてその方向性を掲げ、計画的に取り組んできたところです。なお、今般の尼崎市障害福祉計画(第5期)におきましても、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、当事者や保健、医療、福祉に携わる様々な関係者による協議の場を設置することを掲げており、引き続き、アンケートの結果等も参考としながら、計画に掲げる施策の推進に取り組んでまいります。
19	「尼崎市自治まちづくり条例」は、「保健福祉行政」を含むすべての市の行政部門がカバーされていると聞いている。障害福祉計画にも自治まちづくり条例の理念を盛り込んでもらいたい。	1	【その他】 本市の福祉関連分野の基本計画となる「あまがさきし地域福祉計画」は、「尼崎市自治のまちづくり条例」の考え方を核として、市民等の参画と協働によって福祉コミュニティが進んだ社会の実現を目指しています。なお、「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」につきましては、「あまがさきし地域福祉計画」の理念等を踏まえ、計画の推進にあたって目指すべき基本理念を設定していることから、当該条例の考え方を盛り込んだものとなっています。
20	障害者差別解消のための啓発活動のために、市内の「障害者」の表記を「障がい」に変更することが望ましい。障害福祉計画の改定において、市内の各所での「障がい」表記への改善策を盛り込んでいく必要がある。	1	【その他】 「障害」という言葉の表記にあたりましては、ひらがな交じりの「障がい」という表記にしようとする考え方だけでなく、漢字の持つ意味合いから「障壁」という表記にしようとする考え方もあり、様々な意見があるものと考えています。なお、本市の障害者計画・障害福祉計画におきましては、「障害」とは、人が社会の中で生活していくことを妨げる様々な制約や不便のことと捉えており、こうした制約(障害)を被る人を「障害のある人」と考えています。あわせて、この「障害」という表記には、社会的な障壁を解消することは、社会の責任であるという意味を込めています。

他の制度(計画)に関すること		
21	尼崎市の障害者福祉ならびに高齢介護福祉担当職員 の業務上の不祥事への対応窓口(公益通報窓口)を 早急に設けるべき。	1 [今回の意見公募の対象としていないもの] 本市では、市民生活の安心安全の実現を目指すこと を目的とした外部公益通報制度をより効率的・統一的 に取扱うため、平成20年4月にその対応手順等を定め ています。なお、公益通報者保護法に係る対応につ きましては、それぞれの事柄についての権限を有する関 係課が行うこととしています。
22	法的根拠や起こりうるリスクについて十分に説明する ことなく、警察機関を介して恣意的に促して精神科病 院に入院させようという、現在の精神保健行政のあり 方に疑問がある。今後の尼崎市の保健行政における 障害福祉計画の抜本的な見直しを求めます。	1
23	精神保健福祉法に基づく医療保護入院の悪用的手法 で、患者とその家族を誘導して、初期対応を柔軟に行 うことなく、すべて警察機関に任せてしまう手法は問題 がある。制度運用で医療保護入院、もしくは措置入院 で精神科病院へとにかく入れていくという方針は患者 の人権を侵害することになる。尼崎市障害福祉計画の 改定に人権侵害の予防措置についての項目を盛り込 んでいただきたい。	1
24	尼崎市の高齢者施設の職員に認知症患者への対応 スキルと知識がないため、配慮に至らないようである。	1
25	認知症対策も含めた「尼崎市障害者福祉計画」の改 定作業に取り組んでいただきたい	1
26	認知症の相談等について、行政の福祉部局と保健 部局、地域包括支援センターなど、窓口が複数にまた がるため、わかりづらい。	1
27	認知症の人とその家族に対する対応にあたり、知識 の習得や資質向上のための研修を行ってほしい。 また、市職員全体の問題として職員研修として取り上 げて教育してほしい。	1
28	認知症の初期対応の遅れ等により、触法行為で患 者が警察に逮捕・保護されることを減らすなど、対象 者を犯罪者にしないよう、これまでの精神保健行政の 施策のあり方や市内に精神病棟のある病院を設置す ることなども含めた抜本的な改善が必要である。	1

29	<p>認知症の人とその家族の声を聴くために、市長、健康福祉局長等の幹部職員、担当者、地域医療福祉介護の専門家と患者、家族との車座集いを各地域の地域包括支援センターを会場として定期的に行ってほしい。</p>	1	<p>【今回の意見公募の対象としていないもの】 ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。 現在、認知症の方及びその家族のご意見をお聞きする機会としましては、認知症施策推進会議を開催しており、同会議には、認知症家族の会の代表者をはじめ、認知症に関する様々な団体の代表者にご参画いただいております。 したがって、ご意見のように地域別に様々な定例会議を開催することは考えておりませんが、ご意見を参考にすることで、今後、そうした会議体とは別に、認知症の方や家族が参加し、意見交換できる場の設定等について、家族の会の方とも意見交換してまいりたいと考えております。</p>
30	<p>地域包括支援センターが実施するサービスについて、どの地区でも同じサービスを受けられるようにしてほしい。</p>	1	<p>【今回の意見公募の対象としていないもの】 ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。 ご意見の内容につきましては、既に第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に盛り込んでありますが、地域包括支援センターでは、支援を必要とする方、一人ひとりから丁寧にお話をお聞きし対応しているところでございますが、今後、一層運営評価を基盤としたPDCAサイクルの定着化を図る中で、センター職員の資質向上やセンター間の質の平準化に取り組んでまいります。</p>
31	<p>認知症カフェが開設されてきているが、認知症カフェには必ず地域包括支援センターの職員も参加するようにしてほしい。</p>	1	<p>【今回の意見公募の対象としていないもの】 ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。 現在、地域包括支援センターをはじめ、多様な主体が市内15箇所認知症の方やその家族が集える場を開設しています。今後も、参加を希望される方が求める取組や、主体的に運営する側の体制や状況も踏まえ、ご意見を参考にすることで、地域包括支援センターを含め、多様な方や団体等の協力のもと、場の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。</p>
32	<p>地域包括支援センターに対して、第三者機関による監査が必要ではないか。 地域包括支援センターに対して、個人情報の保持などのコンプライアンスの教育が必要ではないか。</p>	1	<p>【今回の意見公募の対象としていないもの】 ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。 ご意見の内容につきましては、既に第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に盛り込んでありますが、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、法に基づいて社会保障審議会に地域包括支援センター運営部会を設置し、医療・介護にかかる職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者などで構成される委員により、地域包括支援センターの運営状況について評価していただいております。 市民の皆様が安心して利用できる地域包括支援センターを目指し、行政による運営評価などの手法を通じて、より一層のコンプライアンスの向上に努めてまいります。</p>
33	<p>地域包括ケア推進部会や地域包括支援センター運営部会、地域ケア会議に、認知症家族の会の代表のみではなく、認知症患者や家族が参加し直接発言できる機会を設けるべきである。</p>	1	<p>【今回の意見公募の対象としていないもの】 ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。 現在、認知症の方及びその家族のご意見をお聞きする機会としましては、認知症施策推進会議を開催しており、同会議には、認知症家族の会の代表者をはじめ、認知症に関する様々な団体の代表者にご参画いただいております。 したがって、ご意見のように地域別に様々な定例会議を開催することは考えておりませんが、ご意見を参考にすることで、今後、そうした会議体とは別に、認知症の方や家族が参加し、意見交換できる場の設定等について、家族の会の方とも意見交換してまいりたいと考えております。</p>

34	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員に対して、より高度な研修システムを導入すべきである。	1	<p>[今回の意見公募の対象としていないもの] ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。</p> <p>ご意見の内容につきましては、既に第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に盛り込んでありますが、認知症地域支援推進員が、認知症の予防や気付き、医療や介護サービスの提案、生活支援にまつわる企業・地域活動の紹介など、関係する複数の取組を一体的に提案できるように、引き続き、研修や情報共有等による対応力向上に努めてまいります。</p>
35	介護保険だよりなどの情報媒体が、支援の必要な高齢者に届いているかが疑問である。地域包括支援センター経由で高齢者へ届けるようにすべきであると考え。	1	<p>[今回の意見公募の対象としていないもの] ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。</p> <p>介護保険制度などに関する情報提供については、利用者の視点に立ち、必要なサービスが適切に利用できるように、現在、年2回を基本に介護保険だよりを全戸配付しています。</p> <p>今後は、ご意見を参考にすることで、情報を得にくい一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等に必要な情報が提供できるよう、個別の事例に応じて、地域包括支援センターや民生児童委員などとも連携してまいります。</p>
36	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が、地域の医療機関や介護施設等の情報を把握し、利用者に提供できるようにし、支援の質的向上につなげてもらいたい。	1	<p>[今回の意見公募の対象としていないもの] ご意見につきましては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントにおいて同様のご意見をいただいております。</p> <p>ご意見の内容につきましては、既に第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に盛り込んでありますが、医療・介護施設を含めた社会資源等の情報の集約に取り組んでいるところであり、今後、認知症地域支援推進員等の医療・介護関係者が共有する取組を進めてまいります。</p>